

内部通報制度について

法令遵守や教職員倫理の向上を図り、広く県民から信頼される大学づくりを進めていくため、コンプライアンス（倫理・法令遵守）の推進に取り組んでいます。

そのための体制づくりとして、本学の教職員のコンプライアンスに反する行為の情報等を受付ける「通報窓口」の設置を始めとする体制が、下記のとおり定められています。

1 通報窓口

愛知県公立大学法人（以下「法人」）内にあって、通報窓口を設置するとともに、法人の外部にも通報窓口を設置しています。

① 法人内窓口

・ 監査室

TEL (0561)76-8906（直通）

FAX (0561)64-1101

E-mail kansa@puc.aichi-pu.ac.jp

② 法人外窓口（令和5年8月8日現在）

・ 弁護士法人東海総合

（弁護士 久野 実）

TEL (052) 232-1385

・ 皆見幸会計事務所

（公認会計士 皆見 幸）

TEL (0533) 56-9270

2 通報できる項目

- ① 法人の運営に関する役員及び教職員の倫理・法令違反行為及びそのおそれがある行為
- ② 法人の役員及び教職員の行為がコンプライアンスに反する行為か否かについての相談
なお、ハラスメントについては、ハラスメント専門相談員、学生相談員及び学生相談室担当職員が相談窓口となっています。

3 利用できる者

- ① 本学の学生及び大学院生等
 - ② 法人の役員
 - ③ 法人の教職員（非常勤を含む）※
 - ④ 法人に派遣されている労働者 ※
 - ⑤ 法人と請負契約その他の契約を締結している事業者が当該契約に基づいて行う事業に従事する労働者 ※
 - ⑥ 法人と請負契約その他の契約を締結している事業者が当該契約に基づいて行う事業に従事する役員
- ※ 通報を行う日前1年以内に該当していた者を含む

4 通報の方法

通報を行おうとする者は、通報窓口に対して、原則として、自らの氏名及び連絡先を明らかにした上で、電話、電子メール、ファクシミリ、書面又は口頭によるものとします。

5 調査

窓口で受付けた後、必要に応じ、監査室で調査を行います。